

令和7年第3回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月11日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 認定第1号	令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定
日程第 3 認定第2号	令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第 4 認定第3号	令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
日程第 5 認定第4号	令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
日程第 6 認定第5号	令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定
日程第 7 認定第6号	令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算認定
日程第 8 認定第7号	令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算認定

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄記君	2番 後藤 孝夫君
3番 岩井 明君	4番 杉野好行君
5番 藤田 博規君	6番 大崎英樹君
7番 大谷 友則君	8番 坂口尚示君
9番 中村純也君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	山 田 良 則 君
教 育 長	中 川 直 幸 <u>君</u>
農 業 委 員 会 長	井 下 瞳 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 政 策 課 長	森 直 史 君
住 民 課 長	林 谷 一 德 君
福 祉 課 長	鎌 木 政 洋 君
産 業 課 長	小 野 直 人 君
施 設 課 長	田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君
農業委員会事務局長	笠 間 一 秀 君
教育委員会教育課長	齋 藤 学 君
総 務 政 策 課 参 事	江 口 孝 君
総 務 政 策 課 長 補 佐	沢 崎 真 司 君
住 民 課 長 補 佐	原 田 珠 美 君
産 業 課 長 補 佐	永 原 崇 吉 君
施 設 課 長 補 佐	越 後 秀 順 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎 勝 己 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番藤田博規議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 認定第1号から認定第7号

- 中村議長 日程第2 認定第1号 令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3 認定第2号 令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第3号 令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第4号 令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第5号 令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第6号 令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算認定について及び日程第8 認定第7号 令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、一括して提出理由の説明を求めます。

山田副町長。

- 山田副町長 認定第1号、令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算認定について及び認定第7号、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算認定について、以上7会計の決算について一括してご説明いたします。

はじめに、各会計の決算につきましては、令和7年8月27日、町監査委員から、令和6年度豊頃町一般会計ほか4特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和6年度豊頃町簡易水道事業会計ほか1事業会計豊頃町公営企業会計決算審査意見書の提出を受けましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定

に基づき、一般会計ほか4特別会計歳入歳出決算書、2事業会計決算書及びその他関係書類に意見書を付して議会の認定を受けるものです。

令和6年度豊頃町一般会計ほか4特別会計予算の執行につきましては、決算認定主たる成果説明書により、主要な施策を上げさせていただきましたので、ご説明申し上げます。

1ページ、第1表予算執行状況につきましては、一般会計ほか4特別会計の歳入歳出差引額は、1億4,519万5,000円、このうち令和7年度に繰り越すべき財源は、780万3,000円、実質収支は1億3,739万2,000円となり、内翌年度繰越し分は7,939万2,000円で、決算剰余積立金は5,800万円です。

次に、2ページ、第2表一般会計財政収支の状況につきましては、下段の表、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4項目の比率は、町監査委員の財政健全化審査意見書のとおり、いずれの指標においても早期健全化基準を下回っており、本町の財政運営は健全な状況にあるものです。

上段の表は、歳入は59億9,600万3,000円、歳出は58億8,615万9,000円となり、歳入歳出差引額は1億984万4,000円、単年度収支はマイナス921万4,000円であります。

また、下段の表、年度末の地方債現在高は62億8,642万4,000円、実質公債費比率は過去3か年平均で9.1パーセントとなっており、今後も各事業の必要性、有効性及び効率性についてさらに検証に努め、財政運営の健全化を図ってまいります。

次に、3ページ、第3表一般会計歳入歳出決算構成表の各款別、最初に歳入状況については、収入済額で対前年度比7.8パーセントの減となりました。そのうち、1款町税は1,713万1,000円の減となり、9款地方特例交付金は1,267万2,000円の増。10款地方交付税は6,068万円の増。14款国庫支出金8,627万1,000円の減の主な要因は、社会資本整備総合交付金事業の減によるものです。15款道支出金1億6,219万8,000円の増の主な要因は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の増によるものです。18款繰入金1億3,676万3,000円の減の主な要因は、財政調整基金繰入金の減によるものです。20款諸収入4,049万2,000円の増の主な要因は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設基金の増によるものです。21款町債5億7,413万1,000円の減の主な要因は、豊頃小・中学校改修・改築事業の減によるものです。

次に、一般会計性質別歳出状況です。その性質別内容を5ページ、第4表に掲げましたが、歳出全体で対前年度比7.9パーセントの減となりました。そのうち、補助費の増の主な要因は、簡易水道及び公共下水道事業が公営企業会計になったことにより、それぞれの事業に係る一般会計からの負担金の支出科目の節が、繰出金から負担金補助

及び交付金に変更になったことによる増でございます。普通建設事業費の減は、豊頃小・中学校改修・改築事業の減によるものです。公債費の増は、豊頃小・中学校改修・改築事業に係る過疎対策事業債の元利償還の増によるものであります。積立金の減は、減債基金積立金の減によるものです。繰出金の減は、先ほども述べましたが、簡易水道及び公共下水道事業が公営企業会計になったことにより、それぞれの事業に係る一般会計からの負担金の支出科目の節が繰出金から負担金補助及び交付金になったことによるものでございます。

なお、一般会計人件費の内訳につきましては、6ページ、第5表のとおりで、合計3.0パーセントの増となりました。

次に、7ページ、第6表は、一般会計歳出決算節別集計表で、8ページから13ページまでの第7表は、一般会計歳出予算の負担金補助及び交付金の内訳であります。

14ページからは、主な施策の成果内容であります。

16ページの人事管理で職員数を挙げましたが、令和6年度末の一般職職員数は71人、再任用職員11人、第2号会計年度任用職員22人であります。今後も適正な定員管理に努めてまいります。

17ページ、役場庁舎等管理は、太陽光発電システム設置工事などを実施。

19ページ、電算管理では、総合行政情報システム及び府内LANシステムの整備・充実を図り、業務の効率化を推進しております。

21ページ、町有林管理では、造林の委託事業、間伐・皆伐などによる材木などの売払収入及び町有林の維持補修を実施。

22ページ、税務関係では、町税の収入実績は不納欠損額を差し引いた収入未済額が106万7,670円、収納率は99.8パーセントで前年度と同率となりました。今後も収納率向上に一層努力してまいります。

23ページ、戸籍住民基本台帳では、町民の来庁滞在時間の短縮、窓口業務の効率化を図るため、24ページ、書かない窓口システム導入事業を実施。

26ページ、町づくり推進事業では、協働のまちづくり地域提案支援事業をはじめ産業振興事業を、27ページ、町外通勤者助成、定住促進賃貸住宅建設事業補助などを、30ページ、地域おこし協力隊では、地域活性化を促進する担い手となる人材を他地域から招致し地域の課題解決及び活性化を図り、31ページ、カーボンニュートラル推進に向けた取組では、ゼロカーボン推進加速化事業補助及び省エネ家電買換え支援事業補助を実施し、二酸化炭素排出量削減の促進を。町制施行60周年記念事業では、エスコンフィールド北海道シーズンシート観戦券贈呈事業などを実施。

32ページから34ページまでの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業では、重複しますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業、省エネ家電買

換え支援事業、課税世帯生活支援事業及び町指定ごみ袋配布事業などを実施。

3 6 ページの社会福祉では、社会福祉協議会及び豊頃愛生協会の運営補助や福祉活動拠点施設の管理を、3 7 ページには、福祉灯油支給、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業を実施。

3 8 ページ、老人福祉では、敬老会、敬老祝金贈呈、老人・身障者合同運動会を実施。4 0 ページ、福祉タクシー乗車券交付など福祉向上の制度充実を図り、障害者福祉では居宅介護施設入所者等への支援を実施。

4 3 ページ、福祉医療では、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成を、4 4 ページ、乳幼児等医療では、乳幼児から高校生まで、道の補助対象とならない医療費助成を継続実施。

4 5 ページ、福祉バス・担い手バス・患者輸送車では、利用しやすく安全な運行体制維持に努めた。

4 8 ページ、保育所運営では、茂岩及び大津保育所の安全な運営、児童福祉ではことばの教室での言語指導、子育て支援センターでは保育不安解消と、4 9 ページ、健全育成のため、わんぱく広場の充実を図り、5 0 ページ、次世代育成支援金を支給し、学童保育では放課後児童の健全育成を図った。

5 1 ページ、衛生関係では墓苑及び葬斎場の環境整備等を実施。

5 3 ページから 5 6 ページまでの保健指導では、成人・高齢者保健、母子保健ほか予防接種など、各種健診事業の費用負担軽減を図りました。

5 7 ページ、農地流動化関係では、農地保有合理化、農地の利用権設定を実施。

5 8 ページ、農業振興対策では、緊急農地基盤整備事業による暗渠排水整備及び農業経営基盤強化資金利子助成を行い、5 9 ページ、土壤診断推進事業、簡易堆肥盤整備事業、鳥獣被害防止対策においてエゾシカ対策を実施し、6 0 ページ、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を実施、6 1 ページ、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業を実施。基盤整備対策では、土地改良施設等維持管理、道営農地整備事業を実施。

6 2 ページ、畜産振興対策では、共進会の開催、6 3 ページ、指定管理者による町有牧野施設の管理運営を、6 4 ページから 6 6 ページ、畜產生産基盤強化に資する各事業を実施。

林業振興対策では、民有林の振興と、6 7 ページ、有害鳥獣駆除対策事業を、6 8 ページ、林道の整備では、林業生産基盤整備道の開設事業、道営林道事業の森林管理道開設事業等を実施。

6 9 ページ、水産業振興対策では、種苗中間育成事業補助、7 0 ページ、さけ増殖事業補助、水産資源回復支援事業補助、漁港管理対策及び漁業振興のための海面養殖漁業

等支援事業補助、秋サケ資源増大緊急支援事業補助、71ページ、漁業用餌料高騰対策交付金の交付などを実施。

72ページ、商工振興対策では、商工会運営、中小企業資金貸付、73ページ、プレミアム付特別商品券発行補助、物産直売所管理、74ページ、まちなか活性化拠点施設管理及び地域商社運営を支援、ふるさと応援寄附金事業の推進。

75ページ、観光振興対策では、観光協会等への助成及び観光施設の維持管理。

77ページ、道路維持管理では、町道の維持管理及び補修、道路新設改良事業では、国庫補助事業による町道等整備を、78ページ、公営住宅管理では、町営住宅の管理・整備に努めているところです。79ページの住宅使用料の収入状況は、合計収納率が99.2パーセントで、前年度より0.6ポイント上昇いたしました。今後も公平・適正な収納に努めてまいります。施設管理では、パークゴルフ場、キャンプ場等の維持管理及び各施設等の整備を実施しました。

80ページ、消防団活動では、団員数と活動状況を、81ページから82ページ、災害対策では、大津地域津波緊急避難場所避難路整備等を実施。

83ページ、教育総務関係では、入学祝金及び高等学校等就学助成金を継続し、教育研究所では報徳のおしえに係る教育課程編成と学習活動資料の作成等。

84ページ、学校保健では児童生徒及び教職員の健康診断を、スクールバスではスクールバスの運行状況を、85ページ、学校教育では、教材教具の整備、就学援助費の支給、87ページ、旧豊頃中学校解体工事の実施、小中学校修学旅行費用及び検定受検料を助成。

生涯学習事業としては、える夢館出前講座の開設、88ページ、社会教育事業では、学校運営協議会において学校運営基本方針の承認、える夢キッズクラブ、姉妹都市交流、89ページ、はたちを祝う会の挙行、豊寿大学・生涯学習教室の開設と運営支援、二宮報徳館における郷土史研究、文化賞・スポーツ賞表彰、90ページ、青少年及び町民芸術鑑賞会を、91ページ、える夢館利用状況、管理状況、92ページから93ページに、図書館の管理運営。

94ページ、社会体育事業では、健康維持増進と体力向上のため、各種スポーツ教室等を実施したほか、95ページ、社会体育施設の管理運営。

97ページ、学校給食では、給食費の収納率は100パーセントで、98ページ、ふるさと給食、卒業記念特別会食や特別給食を継続実施、給食センターの安全管理、施設設備更新を実施いたしました。

次に、100ページからは国民健康保険特別会計ほか3特別会計の財政収支状況及び事業執行状況であります。国民健康保険事業では、国民健康保険税収納率が99.4パーセント。

102ページ、介護保険事業では、106ページから介護予防普及啓発事業等に努めており、介護保険料収納率は、107ページ、合計に示した99.6パーセント。

108ページ、後期高齢者医療事業では、後期高齢者医療保険料収納率は、合計に示した99.7パーセント。

109ページ、医療施設関係では、医療施設整備として施設修繕等を実施いたしました。

次に、別冊の令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算書をご覧願います。

1ページには、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算報告書を記載し、3ページ以降には財務諸表として、3ページに損益計算書、4ページに剰余金計算書及び剰余金処分計算書、5ページに貸借対照表、7ページに注記を記載しております。次の8ページからは、決算付属資料といたしまして、8ページから12ページまでには事業報告書、14ページ以降にはその他書類として、14ページにキャッシュ・フロー計算書、15ページに収益費用明細書、17ページに資本的収支明細書、18ページに固定資産明細書、19ページに企業債明細書を記載しております。

令和6年度豊頃町簡易水道事業の概況としましては、8ページをご覧ください。

簡易水道事業会計は、令和5年度まで特別会計として事業を運営してまいりましたが、経営状況の明確化等を図るため、令和6年度から地方公営企業法の適用を受け、公営企業として事業を運営しています。

年度末における給水戸数は1,358戸、給水人口2,637人で、行政区域内人口2,833人に対する普及率は93.1パーセントとなり、前年度と比較し、給水戸数で14戸減少し、給水人口で79人の減少となりました。

令和6年度の収益的収支（税抜き）については、収入2億3,848万6,923円、支出2億5,333万4,550円となり、当期純損失は1,484万7,627円となりました。

水道料金の収納率は、現年度分が99.5パーセント、過年度分が54.1パーセントで、全体では99パーセントになっており、昨年度より0.1パーセント上昇しております。

また、令和6年度の資本的収支（税抜き）につきましては、収入1億9,283万8,763円、支出2億4,029万6,790円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、経営指標についてでありますが、経営の健全性を示す経常収支比率は94.8パーセントで、基準となる100パーセントを下回っていることから、収益で経費を賄いきれていない経常損失の状態となりました。また、資産の老朽化を示す有形固定資産減価償却率は6.8パーセントとなっていることから、固定資産の更新投資を積極的に

行っている結果が伺えます。

次に、別冊の令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算書をご覧願います。

簡易水道事業会計と同じように、1ページには令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算報告書を記載し、3ページ以降には、財務諸表として3ページに損益計算書、4ページに剰余金計算書及び剰余金処分計算書、5ページに貸借対照表、7ページに注記を記載しております。次の8ページからは決算付属書類といたしまして、8ページから12ページまでには事業報告書、14ページ以降にはその他書類として、14ページにキャッシュ・フロー計算書、15ページに収益費用明細書、17ページに資本的収支明細書、18ページに固定資産明細書、19ページに企業債明細書を記載しております。

令和6年度豊頃町公共下水道事業の概況としましては、8ページをご覧ください。

公共下水道事業会計は、令和5年度まで特別会計として事業を運営してまいりましたが、経営状況の明確化等を図るため、令和6年度から地方公営企業法の適用を受け、公営企業として事業を運営しています。

年度末における処理区域内人口は1,759人、水洗化済人口1,633人で、水洗化率は92.8パーセントとなり、前年度より処理区域内人口については32人の減少、水洗化率については0.2パーセントの増加となりました。

令和6年度の収益的収支（税抜き）につきましては、収入2億2,226万6,023円、支出2億1,592万3,589円となり、当期純利益は634万2,434円となりました。

下水道使用料の収納率は、現年度分が97.7パーセント、過年度分が56.2パーセントで、全体では97パーセントとなっており、前年度より1.1ポイント下がっております。

また、令和6年度の資本的収支（税抜き）につきましては、収入5,413万2,000円、支出1億1,111万7,909円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、経営指標についてでありますと、経営の健全性を示す経常収支比率は103.3パーセントで、基準となる100パーセントを上回っていることから、収益で費用を賄っている状況で、健全な経営状況となっております。

また、資産の老朽化を示す有形固定資産減価償却率は4.4パーセントとなっており、固定資産の維持・更新が適切に行われていることが伺えます。

以上、2事業会計についての決算概要につきましては以上のとおりですが、令和6年度の簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率は、町監査委員の経営健全化審査意見書のとおり経営健全化基準を下回っており、事業は健全な状況にあるものです。

以上、令和6年度各会計の決算概要を説明申し上げました。

限られた財源の中、適正な予算執行に努めているところでありますが、地方財政は依然として先行き不透明であり、一般財源の総額は確保されているものの、国の財政状況から、本町の今後の町税及び地方交付税等の収入増加を見込むことが難しく、財政運営は安定しないものと思われます。今後も「第5次豊頃町まちづくり総合計画」「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第7次行政改革大綱」を実行し、健全財政を維持し、主要施策に積極的に取り組んでまいります。

以上でありますので、審査の上、認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

ここでお諮りします。

認定第1号から第7号に係る令和6年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定並びに各事業会計決算認定の7件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第7号に係る令和6年度豊頃町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定並びに各事業会計決算認定の7件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

認定第1号、令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出決算書10ページをお開きください。

令和6年度豊頃町一般会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を項ごとに質疑を受けます。

1款町税1項町民税。

(質疑なし)

●中村議長 2項固定資産税。

(質疑なし)

●中村議長 3項軽自動車税。

(質疑なし)

●中村議長 4項町たばこ税。

(質疑なし)

●中村議長 2款地方譲与税1項自動車重量譲与税。

(質疑なし)

●中村議長 2項地方揮発油譲与税。

(質疑なし)

●中村議長 3項森林環境譲与税。

(質疑なし)

●中村議長 3款利子割交付金 1項利子割交付金。

(質疑なし)

●中村議長 4款配当割交付金 1項配当割交付金。

(質疑なし)

●中村議長 5款株式等譲渡所得割交付金 1項株式等譲渡所得割交付金。

(質疑なし)

●中村議長 6款法人事業税交付金 1項法人事業税交付金。

(質疑なし)

●中村議長 7款地方消費税交付金 1項地方消費税交付金。

(質疑なし)

●中村議長 8款自動車税環境性能割交付金 1項自動車税環境性能割交付金。

(質疑なし)

●中村議長 9款地方特例交付金 1項地方特例交付金。

(質疑なし)

●中村議長 10款地方交付税 1項地方交付税。

(質疑なし)

●中村議長 11款交通安全対策特別交付金 1項交通安全対策特別交付金。

(質疑なし)

●中村議長 12款分担金及び負担金 1項分担金。

(質疑なし)

●中村議長 2項負担金。

(質疑なし)

●中村議長 13款使用料及び手数料 1項使用料。

(質疑なし)

●中村議長 2項手数料。

(質疑なし)

●中村議長 14款国庫支出金 1項国庫負担金。

(質疑なし)

●中村議長 2項国庫補助金。

(質疑なし)

●中村議長 30ページ、3項委託金。

(質疑なし)

●中村議長 15款道支出金1項道負担金。

(質疑なし)

●中村議長 2項道補助金。

(質疑なし)

●中村議長 42ページ、3項委託金。

(質疑なし)

●中村議長 44ページ、16款財産収入1項財産運用収入。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 決算書45ページ、成果説明書では30ページなのですから、移住等体験住宅賃料についてご質問させていただきます。

成果説明書に施設の利用状況と金額について詳細が載っておりますけれども、使用料は土間のある家のみ収入があり、カラマツの家に関しては地域おこし協力隊の住居として使用したため0円と報告がありますけれども、こちらのカラマツの家を地域おこし協力隊の住居として使用した経緯について伺います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

カラマツの家につきましては、今、お話をありましたとおり、地域おこし協力隊の東京学芸大の学生が学校教育活動、社会教育活動の支援ということで1年間活動してきました。協力隊の住居につきましては、町で準備、用意するということで、協力隊の方に町の所有する教員住宅、公営住宅等、カラマツの家も含めていろいろご相談させていただいたところ、協力隊の方がこの住居が一番活動しやすいということで、1年間無償で住まわれたということでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 地域おこし協力隊の家賃はほかの場合でも基本的に町持ちというのは理解しているところでありますので、使用料無料という点については理解できるのですけれども、知りたいのは、毎年この移住体験住宅は冬に募集をかけて、複数募集があった場合は町で選考するといった形かと思うのですけれども、この年度においてはほかにカラマツの家に関して応募者がいなかつたのかどうか伺いたいと思います。というのも、例えばこれが仮に応募者がいた場合、夏の何か月分にしても財産収入が得られるというように考えられますので、こういった面だと機会損失とも取れるのかな

と思っておりますが、どのような状況だったのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 この移住体験住宅につきましては、移住定住を目的に設置したものであります。設置要綱の中で町長が定める場合においては、目的を変えて使うことについても想定されておりますので、今回についてはそういうことで運用したところでございます。1年間カラマツの家については公募しない形で、土間のある家ののみで運用したところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 ということは、この年度に関しては募集したのは土間のある家のみ募集していたということでよろしいのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 そのとおりです。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。46ページ、2項財産売払収入。

(質疑なし)

●中村議長 17款寄附金1項寄附金。

(質疑なし)

●中村議長 18款繰入金1項繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 19款繰越金1項繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 20款諸収入1項延滞金加算金及び過料。

(質疑なし)

●中村議長 2項預金利子。

(質疑なし)

●中村議長 3項貸付金元利収入。

(質疑なし)

●中村議長 4項受託事業収入。

(質疑なし)

●中村議長 5項雑入。

(質疑なし)

●中村議長 56ページ、21款町債1項町債。

(質疑なし)

●中村議長 帳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、64ページからの歳出については、目ごとに質疑を受けます。

1款議会費1項議会費1目議会費。

(質疑なし)

●中村議長 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費。

(質疑なし)

●中村議長 74ページ、2目文書広報費。

(質疑なし)

●中村議長 3目財産管理費。

(質疑なし)

●中村議長 4目町有林管理費。

(質疑なし)

●中村議長 5目地方振興費。

(質疑なし)

●中村議長 6目生活安全推進費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 85ページにあります自転車用ヘルメット購入費補助金についてお伺いします。

こちらは令和6年度の政策予算として提示されていたと思いますけれども、実際のこの決算金額は理解しておりますが、補助件数は何件になったのでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 ご答弁いたします。

本事業につきましては、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対しヘルメットの着用が努力義務になりました。これをして本町では昨年度から、町内の販売店で購入した者に対し補助をしております。それで、昨年度、初年度の実績につきましては、17名の購入に対して補助を実施しております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。86ページ、7目企画費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 97ページの旧グループホーム利活用事業についてご質問いたします。成果説明書については31ページです。

成果説明書には「宿泊所として事業を行った」という記載がありますけれども、こちらはほかの用途等で活用していなかったのでしょうか。

以前、私が質疑したときには宿泊所以外にもほかの用途等で検討しているという話もあったのですけれども、宿泊所のみ記載していることには何か意図があるのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私からご答弁申し上げます。

昨年度、成果説明書にありますとおり9団体251名の方が宿泊目的で利用していました。それ以外の用途については昨年度の利用実績はございません。基本的には宿泊所として活用できるかどうかという試行事業だったということで、このように記載したところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 以前は地域おこし協力隊の何かしらの事業をやるに当たって旧グループホームを使用していたこともあったと思うのですけれども、令和6年度に関してはそういう実績はなかったということでおろしいでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

昨年度、地域おこし協力隊の高橋さんが年に数回カレーの販売をこちらの施設で行っておりました。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 実際にそこから考えると、宿泊所だけではない形で考えた方がよろしいのかなと思いますけれども、成果説明書に宿泊所のみの記載だと、町としては今後、多用途で、いろいろな活用の方法を考えるとあったのですけれども、結局は今年度以降活用するに当たっては、宿泊所のみでしかやはり活用が難しいのではないかという書きぶりにも取れるかなと思うのですけれども、そこに関してはどのように考えていますか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

活用方法については、建物の形態上、宿泊所のような形になっておりますので、使いやすさといった部分ではそういった用途になっていくのかなと思っているところでござ

ざいます。ちなみに今年度については試行事業はやっておりませんが、町主催の通学合宿等では活用しているところでございます。

今後については、いろいろな方策をさらに検討して、一番いい形で運用方法を決めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。98ページ、8目地籍管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9目電算情報管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 104ページ、10目簡易郵便局費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項徴稅費1目稅務総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項選挙費1目選挙管理委員会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3目町長選挙費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項統計調査費1目統計調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項監査委員費1目監査委員費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 128ページ、2目長寿社会振興費。

(質 疑 な し)

●中村議長 132ページ、3目老人福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4目障害者福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 138ページ、5目福祉医療費。

(質疑なし)

●中村議長 6目福祉バス等管理費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 2点質問いたします。

どちらも予算書は143ページ、成果説明書は1点目、22ページですが、コミュニティバスについてです。令和5年度以前もですけれども、ここ近年、年々コミュニティバスの利用者数が減少しております。こちらについての理由や要因をどのように考えているのか伺います。

2点目ですけれども、こちらは患者輸送車の関係です。成果説明書は46ページですけれども、患者輸送車については利用者数が年々減少しておりますが、こちらについての理由や要因をどのように考えているのか伺います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 ご答弁いたします。

乗車人数の減少でございますが、令和3年度においては乗車人数8,184名、そのうち常時使う高校生が延べ人数で3,209名でした。令和6年度の実績ですが、乗車人数は年間4,802名で、うち高校生の利用の延べ人数が770名と、70パーセントくらい高校生の利用人数が減っているところです。その結果、延べ人数が減っていると考えております。

以上です。

●中村議長 鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 私からは、患者輸送車の乗車人員の減少についてご答弁申し上げます。

患者輸送車につきましては、農村部の交通の足のない方を対象に豊頃医院、豊頃歯科診療所などの医療機関等へ患者を運んでいる事業でございますが、令和5年度から令和6年度にかけて乗車人員が大幅に減少しております。

この原因につきましては、実際これまでどちらかというと慢性疾患等で通っていらっしゃる固定の患者が多いのですが、それらの固定の患者が施設に入ったり、亡くなったり、転出されたり、そういう方が利用されなくなつたことが大きな要因だと考えております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 コミュニティバスについて再質問したいと思うのですけれども、今、課長から、高校生の利用が減っていることが大きな要因だという話がありました。

これは通学する高校生が減って、下宿生が増えて、豊頃から通学する高校生が減ったという考え方でよろしいでしょうか。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 ご答弁いたします。

世帯の生活状況にもよりますが、議員がおっしゃるとおり、当然、町外の高校へ行くものですから、部活の関係などで下宿します。それから、豊頃駅から帯広市へ行く交通機関、電車、バスの乗り継ぎなどでやむを得ず一駅先の幕別町から乗車するという方もいますし、個々の調査はしていませんが、そういうことが原因ということも聞いております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 現在の状況については理解しました。

この委託費を単純に利用人数で割った場合の利用者一人当たりの金額というのは、利用者数が大幅に減少したことで、例えば令和2年度に比べると令和6年度の決算額で考えて一人当たり1,300円ぐらい上がっていて、その運行に係るサービス費用というのは上がっているのかなというふうに思いますけれども、ただ、財源についてはこちらの事業は地方債を活用していますので、単純に町の負担が大幅に増えているわけではないと考えますけれども、また、公共交通として利用者数が減っているからといって単純に減便とかそういった話にはならないと思いますけれども、今後のコミバスの運行方針について、現在どのような評価を行って、今後どうしていくのか伺いたいと思います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 コミバスの運行状況によりますが、委託料につきましては、令和4年度に委託業務の発注方法を指名競争入札に変えました。また、毎年、単価を見直して、費用の圧縮を図っているところでございます。

そして、運行方針ですが、町民の皆さんへの動向を見ながら臨機応変に、例えばルートなど変更できるところはしたいと考えております。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 住民に寄り添ったより良いサービスになるように、常に改善をお願いしたいと思います。

患者輸送車の質問になりますけれども、利用者数の減少の要因について、固定患者が少なくなったからという答弁が課長からありましたが、私も地域にいますと患者輸送車が走っているところを目にするのですけれども、やはりあまり乗っていない日が多いなと思いますし、実際に近隣の町民からも、ずっと空で走っているような状態だけれど

どもどうなのだと聞かれることもあるのですけれども、ただ、やはりこれも公共交通の一部といいますか、患者輸送のためには定期運行というのは必要なことだと思うのです。これに関しても利用者数を増やすためにどうするかという話はまたちょっと違うかと思うのですけれども、今後の患者輸送車の運行方針ですとか今後の方針について伺いたいと思います。

●中村議長 鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 議員のご質問ですけれども、名前は患者輸送車となっておりますが、実際には「お出かけバス」という通称にしておりまして、路線付近であればいつでもどこでも乗れて、例えば買い物に利用するなど、そういう様々な用途に利用できることを今は周知しているところでございます。

なかなか路線が長くて、実際、乗っていないことも見かけるかと思いますが、平均乗車人数でいきますと1.7人、二人弱は乗っているのではないかなと思います。これはバスが2台走っておりますから、必ずどちらかには一人以上乗っているかというと、それはいい切れませんけれども、大体1.7人が乗っているというところでございます。

今後につきましても、これは患者輸送車だけではなくコミバスも含めた中で、うちの町には何がいいのかということを検討していかなければならない時期に来ているのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。7目後期高齢者医療費。

(質疑なし)

●中村議長 2項児童福祉費1目保育所費。

(質疑なし)

●中村議長 148ページ、2目子育て支援費。

(質疑なし)

●中村議長 3目学童保育所費。

(質疑なし)

●中村議長 4目児童措置費。

(質疑なし)

●中村議長 3項災害救助費1目災害救助費。

(質疑なし)

●中村議長 4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費。

(質疑なし)

●中村議長 2目保健センター管理費。

(質疑なし)

●中村議長 3目保健指導費。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 163ページにあります予防接種関連について質問したいと思います。

成果説明書は55ページですけれども、成果説明書に予防接種事業についての詳細が載っているわけでありますが、この中の子宮頸がんの予防ワクチンについて、令和6年度は令和5年度より接種率が13.4ポイント上がっているわけですけれども、こちらの上昇の要因についてはどのようなものがあるのでしょうか、お答えください。

●中村議長 鎌木福祉課長。

●鎌木福祉課長 ご答弁申し上げます。

この子宮頸がん予防ワクチンでございますが、これはHPVワクチンともいわゆるですけれども、実際、国で定期接種が始まったのは平成25年4月からなのですが、この接種開始後に一時期様々な問題がメディア等に取り上げられ、積極的な接種の勧奨を控えるという施策が約8年間続いておりました。

現在はこのワクチンの安全性と有効性が確認されたことから、令和4年度から積極的な勧奨が再開されているところでございます。

この間に接種機会を逃している方がいらっしゃいます。国ではその接種機会を逃した方のキャッチアップ接種というものをやっているところですが、このキャッチアップ接種が終了すると発表され、令和7年3月末までに1回以上接種した方に限り、条件つきで公費負担が延長されるとなったことから、令和5年度と比べ、令和6年度に接種希望者の駆け込みが増えたというところが大きな要因だと思います。

また、これまでワクチンには2価と4価があったのですが、9価ワクチンというさらに有効性の高いワクチンが認可されたことも大きな要因だと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 次に進みます。164ページ、4目乳幼児等医療費。

(質疑なし)

●中村議長 5目清掃費。

(質疑なし)

●中村議長 6目し尿処理費。

(質疑なし)

●中村議長 2項簡易水道費 1目簡易水道費。

(質疑なし)

●中村議長 11時10分まで休憩とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を進めます。

170ページ、5款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費。

(質疑なし)

●中村議長 2目農業総務費。

(質疑なし)

●中村議長 178ページ、3目土地改良総務費。

(質疑なし)

●中村議長 4目道営事業費。

(質疑なし)

●中村議長 5目多面的機能發揮促進事業費。

(質疑なし)

●中村議長 2項畜産業費 1目畜産業費。

(質疑なし)

●中村議長 186ページ、2目公社営事業費。

(質疑なし)

●中村議長 3項林業費 1目林業総務費。

(質疑なし)

●中村議長 190ページ、2目林道整備費。

(質疑なし)

●中村議長 3目治山事業費。

(質疑なし)

●中村議長 4項水産業費 1目水産業総務費。

(質疑なし)

●中村議長 198ページ、6款商工費 1項商工費 1目商工総務費。

(質疑なし)

●中村議長 206ページ、2目観光費。

(質疑なし)

●中村議長 7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費。

(質疑なし)

- 中村議長 212ページ、2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費。
(質疑なし)
- 中村議長 2目除雪費。
(質疑なし)
- 中村議長 3目道路新設改良費。
(質疑なし)
- 中村議長 3項住宅費1目住宅管理費。
(質疑なし)
- 中村議長 2目住宅建設費。
(質疑なし)
- 中村議長 4項河川費1目河川総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 5項施設費1目施設管理費。
(質疑なし)
- 中村議長 228ページ、6項公共下水道費1目公共下水道総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 8款消防費1項消防費1目消防費。
(質疑なし)
- 中村議長 234ページ、2項災害対策費1目災害対策費。
(質疑なし)
- 中村議長 238ページ、9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費。
(質疑なし)
- 中村議長 244ページ、2目教育研究所費。
(質疑なし)
- 中村議長 3目学校保健費。
(質疑なし)
- 中村議長 4目スクールバス管理費。
(質疑なし)
- 中村議長 2項小学校費1目学校管理費。
(質疑なし)
- 中村議長 252ページ、2目教育振興費。
(質疑なし)
- 中村議長 3項中学校費1目学校管理費。
(質疑なし)

- 中村議長 258ページ、2目教育振興費。
(質疑なし)
- 中村議長 3目学校建設費。
(質疑なし)
- 中村議長 4項社会教育費 1目社会教育総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 264ページ、2目文化振興費。
(質疑なし)
- 中村議長 268ページ、3目図書館費。
(質疑なし)
- 中村議長 4目える夢館費。
(質疑なし)
- 中村議長 272ページ、5項保健体育費 1目保健体育総務費。
(質疑なし)
- 中村議長 2目体育施設費。
(質疑なし)
- 中村議長 280ページ、3目学校給食費。
(質疑なし)
- 中村議長 284ページ、10款災害復旧費 1項公共土木施設災害復旧費 1目災害調査費。
(質疑なし)
- 中村議長 11款公債費 1項公債費 1目元金。
(質疑なし)
- 中村議長 2目利子。
(質疑なし)
- 中村議長 12款予備費 1項予備費 1目予備費。
(質疑なし)
- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、291ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書について、質疑を受けます。

1ページから3ページまでの公有財産について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページから7ページまでの物品について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 5ページの物品の中で、木工芸館に使用されている備品、それから、はるにれ友遊館の関係の備品、こういうものについて現状どのようになっていて、今後これについての方向性というのはどうなのかお聞きします。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 議員ご質問の木工芸館の備品、財産についてお答えいたします。

現在、木工芸館には設備、備品等がそのまま置いてある状態で、今後の利用については今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 備品についての答弁はそれで理解できますが、今後これを利活用するということについては、休止している原因を分析しているのか、あるいはどう解決しようとしているのかというところを、特に木工芸館についてはそういう意味では数年たって現状のままだと私は確認しているのですが、もう少し前に進むためにどうあるべきかということについての考えが欲しいのですが、その辺の考え方というのは、検討ではなくて、検討中のものは検討なのですが、何があるかという形態が見えない。

したがって、そういったところについて、もう少し考え方を示すことが、次年度に対する大きな推進になるだろうということと解決策にもなるだろうというふうに思います。もう一度その辺の考え方を求めます。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

木工芸館につきましては、現在、工芸での利用を停止しているところではございますが、町の施設の管理をするところで町の職員が木工芸の作業をすることに使っている状況ではございますが、今後の利用につきましては、茂岩山自然公園の多目的運動広場や野球場などがありますけれども、そちらの休憩施設など、まだ現在検討している段階でございますので、いろいろな利活用方法を探りながら今後も検討を進めてまいります

す。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、はるにれ友遊館の現状の使用頻度というのは捉えていらっしゃいますか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 はるにれ友遊館の利用状況についてでございますが、成果説明書の29ページに記入のとおりでございます。

昨年度につきましては4,323名の方にご利用いただきました。部屋ごとの利用状況も記載しておりますので、ご参照願います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページの基金について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 財政調整基金及び減債基金について伺いたいと思いますけれども、こちらは令和6年度末の有価証券の現在高がそれぞれ3億円、1億円増加していますけれども、それぞれどのような金融商品を購入したのか、また、この購入の意図についてお伺いいたします。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私からご答弁させていただきます。

こちらの有価証券につきましては、北海道債を購入させていただきました。

北海道債につきましては金利が他のものに比べて非常に有利だということでありまして、10年債のもの、利率1.187パーセントのものを購入させていただいております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 参考までにお聞かせいただきたいのですけれども、これまで基本的には定期預金の運用という形を考えていたと思うのですけれども、それに対してこの北海道債の場合、大体利率としてはどれくらい差があるものなのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

件数が多いので一概にはいえないのですが、他の定期預金については1パーセント

を切るものがほとんどだということで押さえていただければと思います。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 地方債の購入について、利率が良いことと、昨今インフレが進んでいる中で、基金を定期預金として持っているとどんどん貨幣価値が落ちてしまうことへの対策として始めたのかなと推察するところではあるのですけれども、有価証券の購入に当たっては町ではどのような判断をされて購入の決定に至っているのか、そのプロセスについて伺います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

購入に当たっては、大切な財産でございますので、一番は運用について安全性の高いものということで、今回は北海道債を購入させていただきました。こういった公募債をまず購入の検討材料ということで進めております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 どのようなものを選定するのかというところについては理解したのですけれども、この意思決定に当たっては、町長に最終決裁を取る形になると思うのですけれども、最終的にどういう形になるのか、その流れについて教えていただけますでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私からご答弁申し上げます。

財政担当、会計管理者等が検討しまして、理事者に説明して購入に至っているというところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 プロセスについては理解できました。

大事な町の財産である基金を運用するに当たっては、精査するプロセスが非常に大事になるかと思うのですけれども、常に会計管理者ですとか理事者が30年、40年同じようなポジションにいるわけではないと思うのです。それぞれ人によって資産運用に関する知識の多寡もあると思いますし、また、こういった運用商品の選定というのは明確な基準ですか指針がないとなかなか難しいのかなと思います。

例えば、財政調整基金について、定期預金と有価証券の割合ですとか、そういった資産のポートフォリオですとか、どういった商品をどのくらい運用するかについては、今後、細かい要綱ですとか指針が必要になるのかなと思っております。ほかの自治体でもこういった債券運用規程等を定めているところもあると思いますけれども、現状、町に

おいてこういった規定は制定されているのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

基金条例で定めたものが全てとなってございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 条例に定めたものが全てということではありますけれども、私が確認した範囲ですと、運用に関するることは基金を繰り入れる等はあると思うのですけれども、例えば地方債を購入する適正範囲ですとか、そういうところについて定めているものはないということで現状よろしいのでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 はい。定めたものはございません。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 この地方債について、私はほかの自治体の事例も調べてみたのですけれども、こういった運用規定がしっかりとしていない場合、理事者判断であまり適切ではない金融商品の購入等で、せっかく積み立てた財政調整基金が逆に使いにくくなってしまった事例、そういう自治体が散見されました。

今後、やはり担当者もずっと同じ形でやっていくわけではないと思いますので、インフレで基金が目減りしないような対策を取るためにも、こういったところについて明確な運用規定をしっかりと定めていただきたいと思いますけれども、そのあたりについて今後の方針を伺いたいと思います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

現状、検討材料等は持ち合わせておりませんが、今頂いたご意見等を踏まえて、そういう指針や計画等についても検討していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 このインフレの中だと、今後は基金をどのように積極的に運用していくかということは非常に重要な観点であるかと思いますので、このあたりもしっかりと考えていただきたいと思います。

最後に、町長にこちらの運用規程等についてお考えを伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

基金の運用という部分に関しては、議員のおっしゃるとおり、財政調整基金も含めてほかの基金もそうですが、これだけ積み上がってきているというところで、そのまま低

金利で寝かしておいてもどうしようもないということもあるうかと思います。そういったことで、やはり少しでも利率が良く、きちんと運用できるところに預けたいと考えた上での措置であります。

議員の言われるとおり、いろいろな基準ですか規定というのはこれから先のことを考えると必要かなと、そのように感じたわけでありますけれども、現状、担当からそれぞれ私にこうした方がいいと説明があつて、私も最終的判断するに当たってはやはり危ないところには手を出したくないというのが本音でありますから、そういういた意味では十分担当者と話を深めながら、ではこれくらいの期間でこうしようといった最終的な判断をさせていただいております。

言われるとおり、これから担当者が替わったり、首長もこの後替わったりするかもしれませんし、そういうことを考えるとやはりきちんとした方針ですかといったものは必要かなと思います。

他町村の事例を含めてそのあたりも検討しながら、今後、元本割れしたり損したりしないよう、しっかりした運用に努めてまいりたいと、そのように思っています。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 これで質疑を終わります。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 2点ほど具体的なものをお聞きしたいと思います。

住宅関係で、現在、空き家になっている旧校長住宅と教頭住宅ですが、茂岩橋を渡つて左手にある、こちら見せてもらいましたけれども、全く使っていない。これについては教育委員会か総務あたりが担当するのでしょうかけれども、今後、これはどうなっていくかということをお聞きしたいのがひとつ。

それから、皆さん気になっていると思うのですが、道でやっていただいた「未来に残そう 大切な自然」という看板が更新されていないのです。どう見てもマークが見えませんが、あれも一つの財産ではないですか、町長。そういうものの考え方があれば示していただけますか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 まず、旧中学校の校長住宅と教頭住宅でありますが、議員のおっしゃるとおりまだまだ使えるきれいな施設であります。現在、行政財産から普通財産に変えて一般に貸し出すというような形を取ろうと考えております。

それともう1点、総合体育館から茂岩山のところの看板につきましては、以前からぼけてしまつて何も見えないような状態ですので、私も気になって所管課から、あれは町の持ち物ではなくて道の持ち物ですから、あの看板を振興局は今後どうするのか確認したところ、振興局は「維持していくのも大変だ」という回答であったと聞いております。

であれば、山の目途なのか、あるいは町として何か違った形で町民の方にPRできるような大きな看板として利用できないのか担当課で検討してもらっているところなのですが、なかなか答えがまだ出てきていないというところで、大変心苦しいのですが、そういったことで気にはなって話は進めているところでございます。

結果が出ましたら、使えるような形になれば予算化させていただきたいと思っていますので、そのあたりはご理解いただきたいなと思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 これで質疑を終わります。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 決算全般についてご質問いたします。

成果説明書の2ページに第2表一般会計財政収支の状況がありますけれども、これを見ますと実質単年度収支が令和5年度、6年度どちらも赤字となっているような状況だと思います。あと財政調整基金取崩し額も、この2年度連続で取り崩しているというところでございます。ただ、この赤字の内容も、積極的に公共投資等を行った戦略的な赤字なのか、それとも歳出が多いことによる致し方ない赤字なのかということで大分意味合いが変わってくるのかなと思いますけれども、そのあたりについて考え方を伺いたいと思います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

実質単年度収支につきましては、基金を取り崩して決算しているという意図的なもので進めているところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●1番小笠原議員 内容については理解いたしました。

先ほど基金のところでも質問しましたけれども、やはりこの物価上昇などに伴つてため込んでいるものの価値が落ちていくという考え方をするのであれば、やはり今持っているものを可能な範囲で積極的に運用していくことは私も必要だと思いますの

で、こういったところ、町民から預かっている税金を活用していますので、預かった1円の価値をいかに落とさないかで、その1円を再活用するという考え方を常に持って予算編成、執行に当たっていただきたいというふうに思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の言われるとおりなのかなと思っています。

ただ、考え方として、やはりいろいろな経費がかかっているわけでもございますし、そういったところではなかなか厳しい状況でございます。限られた財源でありますから、そこはしっかりと見極めながら、できるだけ前向きな形でいろいろな事業を含めて考えながら執行してまいりたいと思いますので、どうかご理解いただきたいと思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 極めて失礼な話かもしれません、指名させていただいて、山口代表監査委員に考え方をお聞きしたいと思います。

令和6年度の決算で予算現額に対する不用額とありますが、不用額の率は1.6パーセント、これは前年度も1.6パーセントなのです。これらについて、代表監査委員は本町の監査を25年、四半世紀担当されていますが、これまでの推移と、今回の決算の不用額の率が1.6パーセントということについて妥当な考え方なのか、それから、このことは意見書にも書かれていますが、本町の堅実な財政運営という中で、このことが私も非常に気になっていまして、これらについて代表監査委員の考え方と、もし全体的に見ていてそのほか意見があればお聞きしたいなと思います。お願いします。

●中村議長 山口代表監査委員。

●山口代表監査委員 議員から不用額について突然お話を聞かれたので、議員が今おっしゃった点について、不用額に対する私のイメージをお話しさせていただきます。

私も25年目になりますが、監査委員をやらせていただいております。毎年、決算審査をやっておりますが、そのほとんどのエネルギーを不用額に費やすのです。決算書を見させていただいたときにやはり一番気になるというのは不用額なのです。どうしてこんなにお金を余したのだということで、常に職員に対してはなるべく不用額を残さないように、不用額が残ったら次の議会で補正しなさいとずっと言い続けております。

ただ、どうしても残る不用額というのにはあります。もちろん緊急事態に備えたもの、それから福祉関係の扶助費といったものです。それ以外にも、例えば冬場の除雪などもかなり不用額が残ります。そういうものに関しては致し方ないという判断をさせていただいております。

ただ、私も25年間決算審査をやってきた中で、正直にいって15年、20年前は財

政治的に大変な時代がありました。これは要するに平成の大合併の時期です。どんどん地方交付税が減らされて、このままでは町が立ち行かないのではないかといった状況になりました。このときは1円でも大事なので、とにかく不用額は絶対残さない。不用額は補正して、その財源をまた新たに使う形にしなさいということで厳しく監査してきました。

しかし、こここのところ、やはり全体的に、うちの町に限らず財政的にゆとりのある市町村が多くなりまして、この問題についても財政的には大体1年間足りるという、足りなければ基金から繰り入れればいいというような場合が多いので、不用額に対する考え方もそれほど厳しく見ない傾向があるのではないかなど、これは本来的には良くないのですけれども、ただ、我々としてはルールとして余ったものは補正して、また別なことに使えるようにしなさいということは常に言い続けております。

ただ、1.6パーセントが多いか少ないかということは、いろいろな考え方があると思いますが、我々としてはこの程度は致し方ないかなと考えているのが現状です。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 突然のことでの申し訳ございません。

お許しいただきたいのですが、今、代表監査委員からお話があったとおり、除雪というのは予測できません、それから、今回は災害復旧費と予備費がほとんど丸々残っています。私が民間の視点で見ると、本町は予備費に全く手をつけなくとも良かったというところで、精神的に非常に安堵しているところです。

不用額というのはゼロに近ければよいと、今の説明で理解できますが、今後これについて、代表監査委員の考え方で結構ですので再度伺います。

●中村議長 山口代表監査委員。

●山口代表監査委員 緊急事態に備えるですとか、例えば燃料なんかは物価高騰の折、1,000万円要したのだけれども、これで3月までもつだらうかというようなときに300万円とか500万円などと補正します。そうして最終的に200万円残りましたというときに、職員に対してどうして残ったのかというような指導は基本的にはしません。そういうものを含めて、緊急性に備えるということは常にあります。これに対してそれをする必要がないということは、監査委員としてはまず言えない話です。

それから、障害者やお年寄りの福祉について、扶助費が必要になるというのは、いつなるか分からないという部分があります。そういうものである以上、不用額というのは必ず出てくるということです。

我々が問題視しているのは、事務手続上の怠慢から来る不用額です。これは徹底してなくしてくださいということを常日頃言っていますし、毎回決算で町に報告する際に、

その話がかなりの部分を占めております。そういう部分がかなり減ってきたことも確かです。

ただ、これはゼロにはできないということは先ほど私が言ったように、そういう事態に備える必要があるから、1.6パーセント、例えば1,000円なら990円ぐらいを使ったのだけれども、10円残ったからこれを問題にしなさいと、こういう話ではなかなかないと思うのです。ですから1.6パーセントというのはその程度の数字なので、これを大きく問題にはしていないということですが、決算というのは法規に則って正確性を求められるものですから、事務手続上の怠慢からそういうことがあった場合には厳しく対処していくということです。

よろしくお願ひします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

認定第2号、令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、6ページをお開きください。

令和6年度豊頃町国民健康保険特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税。

(質疑なし)

●中村議長 2款国庫支出金。

(質疑なし)

- 中村議長 3 款道支出金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 款財産収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 款繰入金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 6 款繰越金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 7 款諸収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、14ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。
1 款総務費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款保険給付費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 款国民健康保険事業費納付金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 款保健事業費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 款基金積立金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 6 款諸支出金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 7 款予備費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 次に、29ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、10ページの基金について質疑を受

けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

認定第3号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出決算書36ページをお開きください。

令和6年度豊頃町介護保険特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款介護保険料。

(質疑なし)

●中村議長 2款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●中村議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 4款道支出金。

(質疑なし)

●中村議長 5款支払基金交付金。

(質疑なし)

- 中村議長 6 款財産収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 7 款繰入金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 8 款繰越金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 9 款諸収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、46ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。
1 款総務費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款保険給付費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 54ページ、3款地域支援事業費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 60ページ、4款基金積立金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 5 款諸支出金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 次に、67ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、12ページの物品及び基金について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
それでは、本決算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

認定第4号、令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、74ページをお開きください。

令和6年度豊頃町後期高齢者医療特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料。

(質疑なし)

●中村議長 2款繰入金。

(質疑なし)

●中村議長 3款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 4款諸収入。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、78ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質疑なし)

●中村議長 2款後期高齢者医療広域連合納付金。
(質疑なし)

●中村議長 3款諸支出金。
(質疑なし)

●中村議長 4款予備費。
(質疑なし)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、85ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

認定第5号、令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出決算書、92ページをお開きください。

令和6年度豊頃町医療施設特別会計歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

- 1 款財産収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款繰入金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 款繰越金。
(質 疑 な し)
- 中村議長 4 款諸収入。
(質 疑 な し)
- 中村議長 歳入全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、9 6 ページからの歳出についても款ごとに質疑を受けます。
- 1 款医院費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 2 款歯科診療所費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 3 款公債費。
(質 疑 な し)
- 中村議長 歳出全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、1 0 5 ページ、実質収支に関する調書について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、歳入歳出決算書附表の財産に関する調書、1 4 ページの公有財産について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 中村議長 質疑なしと認めます。
次に、1 5 ページから 1 6 ページまでの物品について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

財産に関する調書全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

認定第6号、令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算書1ページをお開きください。

令和6年度豊頃町簡易水道事業会計決算報告書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

1款簡易水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1款簡易水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、2ページ、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

1款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款資本的支出。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、3ページの損益計算書から7ページの注記までについて、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページの事業報告書から20ページの企業債明細書までについて、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 未払金の内容についてお伺いします。

●中村議長 越後施設課長補佐。

●越後施設課長補佐 ご答弁申し上げます。

未払金の内訳につきましては、会計年度が3月末で締まるということで、水道施設の改修費等で3月実施分の支払いが残っております。また、会計システムの保守料等について年度をまたいで支払うことになっておりますので、3月末現在では未払金ということで残っております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 未収金について、どのような内容で未収金が発生しているのかお聞きしたいと思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

未収金につきましては、こちらも未払金と同じように、4月以降に収入するもの、3月までに収入できなかつたものを未収金として扱っております。

内容としましては、3月末日までに入金とならなかつた料金収入等がこちらに入ります。それと令和6年度の消費税還付金も今回未収金として記載させていただきました。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 未収金の中には料金を滞納されている方の料金も含まれるのでしょうか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

料金滞納者の不納の料金につきましてもこちらには含まれております。

毎月、督促状等を滞納者に送りまして、また、電話や臨戸訪問等を行って督促、徴収を行っているところです。今後も未収金が増えないように対応していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 簡易水道事業報告書の中に経営の健全性を示す経常収支比率は94.8パーセントで、基準の100パーセントを下回るというような報告がありますけれども、やはり料金が徴収できないというような部分もあるかと思うのですけれども、それが積もり積もると結局赤字になるというような状況になるかと思います。

実質このような中で基準の100パーセントを下回っているというような報告ですけれども、今後どのような形で100パーセントにしていくのか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

令和6年度の簡易水道事業の収入につきましては、収入の料金部分につきましては収納率99.5パーセントと、収納率としてはまずまずの数字かなと考えております。

ただ、この経常収支比率につきましては収入だけでなく支出も絡んでおりまして、その支出に対する財源等、例えば管渠の改修工事や補修工事を行う際に財源として起債を使うとか、国の補助金を入れるとか、いろいろな財源を探りながら、そして支出も適正な工事や維持補修を行えるように、支出と収入のバランスを見ながら経営していくべきかというのが大事かなと思うのですけれども、予算では一般会計から繰り入れて

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 水道料金のことについてお伺いします。

豊頃町は管内でも水道料金が高い位置にあるというようなお話を聞きしますけれども、やはり水道、飲み水は大切なものであり、料金をこれ以上高くするといったことなどは考えにくいわけですけれども、そのような中でどのような形で健全化を図っていくかというのが大事かなと思うのですけれども、予算では一般会計から繰り入れて

いるという状況が続いているわけですけれども、今後このような形で進められていくのか、また、政策的なものをどう進めていくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

水道料金につきましては、議員のおっしゃるとおり、管内でも算定の水量にもよりますけれども、高い方の料金なのかなと思っております。

料金につきましては、他の町村もそうですけれども、今後改定を検討していく時期にどここの町も入っているのかなと考えております。

今年度、経営戦略計画を策定する業務を委託して実施しておりますので、その経営戦略計画を立てる中で、もちろん経営ですとか料金収入についても検討材料になっておりますので、その中で支出と収入のバランスを取れるように、料金改定も当然検討していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●5番藤田議員 町長の考え方をお伺いしたいと思います。

大切な水の資源ですので、上げればいいというものでもなく、物価高騰の中で水道料金をまた上げるということになるとやはり住民感情としては大変な思いがあるかと思うのですけれども、これはやはり政策的に維持していく、料金をそのままにするか、別なことで維持していくことも大事かと思うのですけれども、その辺の考え方を町長にお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 この水道料金については、先ほどありましたとおり、経常収支比率が基準を下回っているが今後どうしていくのかということについて、最終的に何するかという話になれば、やはり水道料金を上げざるを得ないという話になってきます。ただし、状況的にそういったことが許されるのかどうかというところは、今議員おっしゃったとおり、現状を考えるとそう簡単に上げられる部分ではないのかなと思っています。

ただ、この水道事業が公会計に変わったことで、毎回同じ論議が今後出てくると思うのです。そういったところを考えますと、簡易水道事業・公共下水道事業運営委員会という諮問機関がありますから、そこに一度諮ってみて、実際うちの町として適正な金額がどれくらいなのか数字を出して、それから議論を深めていくのが重要なのかなということを考えているところでございます。

管内で順番に並べれば上から何番目とかというふうになってしまいますけれども、うちには2か所の浄水場があって、管路の延長を含めていろいろなことを考えるとやは

り経費がかかっているところだと思いますし、ほかの町と比較して何か劣っているところがあるのかといえば、そういうことはないと思います。また、給水できないところについては、幕別町ですとか浦幌町からも水を買って使っていたいというようなところもございますから、そういうところを総合的に判断しながら、今後しっかりと考えていかなければ駄目かなと思っています。

ただ、今の水道料金でこれをどんどん跳ね上げると、いろいろなところからハレーションが起きますから、現状の水道料金を基本に、経費がどれくらいかかるのか、そして今の金額がどうなのか、どれくらいに収めていけばいいのかというところをしっかりと議論を深めながら、そういう結果をしっかりと議員の皆様にもご説明させていただき、適正な料金体系を考えていくことをしっかりとやっていきたいなと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。

本決算は認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

認定第7号、令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算認定についてを審議します。

これから質疑を行います。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算書1ページをお開きください。

令和6年度豊頃町公共下水道事業会計決算報告書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業収益。

(質疑なし)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業費用。

(質疑なし)

●中村議長 次に、2ページ、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

1款資本的収入。

(質疑なし)

●中村議長 次に、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1款資本的支出。

(質疑なし)

●中村議長 次に、3ページの損益計算書から7ページの注記までについて質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページの事業報告書から20ページの企業債明細書までについて質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本決算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。

本決算は、認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎ 休会の議決

●中村議長 お諮りします。

議事の都合により、9月12日から同月17日までの6日間、休会としたいと思いま

す。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、9月12日から同月17日までの6日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議長

署名議員

署名議員